

住民監査請求の詳細

加計学園の土地調査等の使用料の徴収を怠る事実

2018.10.04 今治市民ネットワーク

1. 2016年10月31日、11月28日に加計学園 加計晃太郎理事長からいこいの丘の土地調査（ボーリング等、試掘調査）の申し出。今治市長らは同日の承諾。

加計学園から提出された いこいの丘土地調査の申出書及び市長等の承諾書

宛先＝ 承諾者	目的／理事長の公印	期間	申出日 承諾日	地番	面積(㎡)計 168,262.07
今治市長 菅良一	(ア)土地調査 ボーリング調査・敷地調査・ 確定測量<丸形公印>	2016.10.31 から 2017.01.31 (約3箇月間)	2016.10.31	1-3	32,955.01
				4-1	483.92
			同日	4-3	32,183.45
今治市用地取 得特別会計	(イ)試掘調査 <角形公印>	2016.12.01 から 2017.01.31 (約2箇月間)	2016.11.28	同上	65,622.38
			同日		
市長 長野和幸 市土地開発公社 理事長 今治	(ウ)土地調査 ボーリング調査・敷地調査・ 確定測量<丸形公印>	2016.10.31 から 2017.01.31 (約3箇月間)	2016.10.31	1-4	10,990.65
				1-5	7,033.72
			同日	1-6	10,263.50
				1-7	11,214.23
				2	63,137.59
今治市土地開 発公社	(ウ)試掘調査 <角形公印>	2016.12.01 から 2017.01.31 (約2箇月間)	2016.11.28	同上	102,639.69
			同日		

2. 土地使用料を徴収していない（今治市公有財産事務取扱規則）

- ① 2016年10月、11月いこいの丘の土地調査の使用料
- ② 2018年4月3日の加計学園獣医学部の入学式に市有地占用料

3. 徴収しなければならない根拠

- ・今治市公有財産事務取扱規則

第36条(使用許可の手続き)第1項で課長は「申出人に行政財産目的外使用許可申請書(略)を提出させ」使用料算定の基礎、保証人の必要の有無、使用許可指令等その他参考となるべき事項を具した決裁を受けなければならない

第2項 使用料の免除をするときはその理由

第3項 指令書を交付して使用を許可

- 開示文書には、「免除」を含めて、使用料の手続き関連書類は一切ない

土地調査等における土地使用料未収の証明（開示文書から）

2017年3月24日、いこいの丘のボーリング調査に関する公文書開示請求	
請求内訳	開示結果
ボーリングを行った当事者からの申請書	破線で上下に区切った1枚の土地調査申出・承諾書
承諾書	
3か月間の実施日時及びその記録	
事業者に示した今治市の指示	非開示 理由:当該文書は作成されておらず、実際に存在しないため
業者同士が競合した事案	
ボーリングに関する苦情及びトラブルの発生事案及びその処理	
ボーリング調査を可能ならしめる法的根拠文書等	
その他一切の文書	
2018年7月17日、土地調査の申出・承諾書の決裁過程及び決裁を示す文書一切を公文書開示請求	2017年3月24日(上記)と同じ

4. 財務会計上生じていると推測できる損害額

- ・いこいの丘土地調査に関する使用料の算定は「今治市法定外公共用財産管理条例の別表第1(第6条関係)」を用いて計算
- ・別表第1の「土地水面占用料」⇒「その他の占用」⇒「工作物を伴わないもの」⇒「一時的なもの」を準用⇒「占用面積1平方メートルにつき 年額25円」
- ・① 25円/年、面積約16.8haで計算。土地調査の使用料は約1,752,730円
- ・② 4月3日入学式の占用料は100円
- ・使用料等の合計は約1,752,830円

財務会計上生じていると推測できる損害額

今治市法定外公共用財産管理条例による計算式				
土地	面積(m ²)	占用料金	使用期間*	(円) 面積×占用料金×期間
いこいの丘 加計学園 土地調査	168,262.07	25 円/年	5/12 か月 ≒0.416 年	168,262.07 m ² ×25 円 ×5/12 年 ≒1,752,730円
いこいの丘 市有地	不明			100

*使用期間:ボーリング等=3 か月+試掘調査 2ヶ月=計 5ヶ月とし、12 で除して年に換算した。

5. 国交省は森友学園に対して土地使用料を徴収

- ・森友学園は2014年10月に国交省大阪航空局から校舎建設のため、10日間のボーリング調査の許可を得て国有財産一時貸付契約書を交わし、土地42m²の使用料444円(税込)を支払い
- ・その後、国交省は参議院での追及を受け金額を訂正
- ・2017年3月に4,351円の追納通知・同意書を作成

今治市監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める(自治法第252条の43第1項)